

とくしま森林バンク事業審査委員会設置要領

令和4年11月1日制定

(目的)

第1条 とくしま森林バンクの発注要綱の規定により、業者の資格審査と請負事業の請負業者を選定するためとくしま森林バンク事業審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指名業者の選定に関する事。
- (2) 業者の選定基準に関する事。
- (3) 業者に対する発注基準に関する事。
- (4) 入札に参加する業者の格付に関する事。
- (5) 保証金に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2 委員長には理事長、副委員長には専務理事をもって充てる。ただし、委員長及び副委員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員を委員長及び副委員長に充てる。

3 委員には次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長、専務理事、常務理事、課長
- (2) 前号に定める者の他、委員長が指名する職員

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となり、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(業者の選定)

第5条 バンク事業を指名競争入札に付するときの業者は、事業執行の担当者から提出

された指名審査表を（公社）バンク事業発注要綱に基づき、審査し、選定するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意によって決定する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会の審議は、非公開とする。

4 委員会の議事は、公表しない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務担当において処理する。

(委任)

第9条 この規定に定めるものを除くほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(職務上の秘密保持)

第10条 委員会の委員長、委員及び関係職員は、業者選定について職務上知り得た事からを他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。